

実務研究

日本税務会計学会
平成25年7月 月次研究会



依田孝子〔大森〕

当たり馬券払戻金に係る所得の所得区分

はじめに

平成25年5月23日大阪地裁判決（刑事事件）では、当たり馬券の払戻金に係る所得が、一時所得に該当するか、雑所得に該当するかが争点となった。

一時所得とは、一時的かつ偶発的に生じた所得である点にその特色がある。それ、現在、競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等、ギャンブルに係る所得は、一時所得に該当するものとして取り扱われている〔所基通34-1(2)〕。しかし、競馬場へ行って

馬券を購入し、そのレース結果を楽しむだけの場合には、当然に一時所得となるが、インターネット等を通じて営利を目的として継続的に馬券購入行為を行った場合、その馬券の払戻金に係る所得も一時所得となるという点は疑問である。

むしろ、雑所得又は事業所得に該当する可能性があると考えられる。大阪地裁判決は、そんな疑問の答えの一つを示しているといえる。

I 平成25年5月23日大阪地裁判決〔有罪（懲役2月、執行猶予2年）・控訴・Z99919119〕

【事案の概要】

元会社員である被告人は、AIPATと呼ばれるサービス及び競馬予想ソフトを駆使して、馬券を継続的に自動購入していた。この事案は、被告人が馬券の払戻金に係る所得について

て、平成19年から平成21年までの3年間の確定申告書を提出しなかったとして、所得税法違反（改正前法241、単純無申告犯）が問われたものである。公訴事実では、当たり馬

券の払戻金に係る所得は一時所得に該当し、その所得の計算上、払戻金（30億1千万円）から控除される「その収入を得るために支出した金額」は、当たり馬券の購入費（1億3千万円）のみであるとされた。その結果、3年間の所得税額（脱税額）は約5億7千万円になるとされている。

これに対して、被告人側は、馬券の払戻金に係る所得は雑所得に分類されるべきであり、必要経費として、外れ馬券の購入費を含め全ての馬券購入費（28億7千万円）を控除できると主張した。

【裁判所の判断】

裁判所では、次のとおり、馬券の払戻金に係る所得は雑所得であると、外れ馬券を含め全ての馬券購入費が必要経費となると判断した（その結果、脱税額は約5千万円と認定された）。

1 一時所得の判断基準

① 一時所得は、一時的かつ偶発的に生じた所得である点にその特色がある。したがって、所得発生の基盤となる一定の源泉から繰り返し取得されるものは一時所得ではなく、逆にそのような所得源泉を有しない臨時的な所得は一時所得と解する

のが相当である。

② そして、所得源泉性を認め得るか否かは、当該所得の基礎に源泉性を認めるに足りる程度の継続性、恒常性があるか否かが基準となるものと解するのが相当である。

③ 一回的な行為として見た場合所得源泉とは認め難いものであっても、これが強度に連続することによって、その所得が質的に変化して上記の継続性、恒常性を獲得し、所得源泉性を有することとなる場合があることは否定できない。

④ そして、このような所得源泉性を有するか否かについては、結局、所得発生の蓋然性という観点から所得の基礎となる行為の規模（回数、数量、金額等）、態様その他の具体的状況に照らして判断することになる。

2 一般的な馬券購入行為から生じた所得について

① 競馬の勝馬投票は、一般的には、趣味、嗜好、娯楽等の要素が強いものであり、馬券の購入費用は一種の楽しみ賃に該当し、馬券の購入は、所得の処分行為ないし消費としての性質を有するといえる。

② 一般的には、馬券購入が払戻金獲得に結び付くかは偶然に左右されることに加え、馬券購入者は投票ごとにその都度の判断に基づいて買い目を選択し馬券を購入していることから、各馬券購入行為の間に継続性又は帰属性があるとは認められず、繰り返し馬券を購入したとしてもその払戻金に係る所得が質的に変化しているとはいえない。

③ よって、原則として、馬券購入行為については、所得源泉性としての継続性、恒常性が認められず、当該行為から生じた所得は一時所得に該当する。

II 検討

1 所得源泉性

本件判決では、一時所得の性質について、「所得源泉を有しない所得」と解し、「所得源泉性」の有無によって、一時所得該当性を判断している。

2 一時所得の適用要件

所得税法34条1項の文言から、一時所得の適用要件は、次のとおりである。

(1) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得であること

(2) 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること

(3) 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること

この(1)～(3)の適用要件のすべてを充たさなければ、一時所得には該当しないこととなる。もっとも、一時所得の該当性を否定する場合、(1)により利子所得な

くは偶然に左右されることに加え、馬券購入者は投票ごとにその都度の判断に基づいて買い目を選択し馬券を購入していることから、各馬券購入行為の間に継続性又は帰属性があるとは認められず、繰り返し馬券を購入したとしてもその払戻金に係る所得が質的に変化しているとはいえない。

④ よって、本件馬券購入行為から生じた所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得に該当しないことはもちろんのこと、一時所得にも該当しないことから、雑所得に分類される。

⑤ 本件判決では、全ての馬券購入行為には「営利の目的」があることは否定できないと判断した。そして、一般的な馬券購入費用は娯楽等の楽しみ賃であるとして、その払戻金に係る所得には所得源泉性がないとし、被告人の継続的、機械的な馬券購入費用は、利益を得るための資産運用の一種であると解したうえで、払戻金に係る所得に所得源泉性を認めている。結果として、被告人の馬券の払戻金に係る所得は、雑所得に当たると判断した。

所得税法34条1項の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」の解釈から導きだされた結論として評価したい。

ただし、資産源泉性の判断基準となる所得の基礎となる行為の規模（回数、数量、金額）等については、どこで線引きするのかが問題が残るともいえる。また、この結論が、現在争われている民事裁判にも及ぶことを期待するところである。